

資 料

ギリシャ民法典邦訳（８・完）

カライスコス・アントニオス

第 6 章 相続の承認および放棄

（当然の取得）

第1846条 相続人は、相続開始の時に当然に遺産を取得する。ただし、第1198条の場合においては、この限りでない。

（放棄）

第1847条 相続人は、相続開始の事実およびその事由を知った時から 4 箇月以内に、相続を放棄することができる。遺言による遺産の取得の場合においては、4 箇月の期間の進行は、遺言の公開より前に開始しない。

被相続人の最後の住所が海外にあり、または相続人が海外にいるときに遺産を取得したことを知ったときは、前項の期間は、1 年とする。

前 2 項の期間は、消滅時効が中断するのと同様の事由により中断する。

（放棄の申述）

第1848条 放棄の申述は、遺産について管轄を有する裁判所の書記官の面前でこれを行わなければならない。代理人による放棄の場合においては、公正証書による特別の代理権授与を要する。

国庫は、法定相続によって得る遺産を放棄することができない。

第1849条 遺言者が相続を承認することを明示的または黙示的に表示したときは、放棄は、その効力を有しない。遺産目録を作成したことのみでは、本条の表示とならない。

第1850条 放棄をすべき期間を経過した後の放棄は、その効力を有しない。期間を経過したときは、相続は、これを承認したものとみなす。

（相続開始がない場合の放棄）

第1851条 相続の承認または放棄は、相続開始前にしたものであり、または相続開始の事由について錯誤があるときは、その効力を有しない。条件もしくは期限を付し、または相続の一部についてした承認または放棄についても、同様とする。

（放棄後の、別段の事由による承認）

第1852条 遺言による相続を放棄した者は、その後法定相続があったときは、これを承認することができる。

(多数の相続分)

第1853条 相続人が、同一のまたは異なる事由により多数の相続分を取得することができるときは、各相続分につき個別に承認または放棄をすることができる。ただし、遺言者が別段の定めをしたときは、この限りでない。

(相続人の相続人)

第1854条 相続人の相続人は、相続を放棄する権利を承継する。

第1855条 放棄についての期間を経過する前に相続人が死亡したときは、当該期間は、当該相続人の遺産に関する相続の放棄についての期間を経過する前に満了しない。

前項の相続人に多数の相続人があるときは、各相続人は、自己の相続分の割合に応じた部分について相続を放棄することができる。

(放棄の効力)

第1856条 相続を放棄した相続人は、その相続に関しては、初めから相続人とならなかったものとみなす。この場合においては、放棄をした相続人が被相続人の死亡した時に既に死亡していた場合に相続をしていた者が、相続をする。この場合における相続は、被相続人の死亡した時に開始したものとみなす。

(放棄の撤回)

第1857条 相続の承認または放棄は、これを撤回することができない。

錯誤、強迫または詐欺による承認または放棄については、法律行為に関する規定に従って判断をする。この場合においては、その取消しの訴えは、6箇月以内にこれをしなければならない。

遺産中の資産と負債についての錯誤は、要素についてのものでないものとみなす。

本条の規定は、放棄をすべき期間を経過したことによる法定承認の場合についても適用する。

(遺産に対する訴え)

第1858条 相続人は、相続を放棄する権利を有する期間は、これを遺産に対する請求権の訴えの被告とすることができない。ただし、当該相続人が帰属者未確定の遺産の管理人としての選任を受けたときは、この限りでない。

(放棄前の管理)

第1859条 相続を放棄する前に相続人がした管理行為は、相続人との関係では、事務管理の規定に従ってこれを判断する。

相続人が相続を放棄する前に遺産に属するものを処分した場合において、遺産を害することなく当該処分を延期することができなかったときは、当該処分は、相続の放棄をした後もその効力を有する。相続人が相続を放棄する前に第三者が相続人に対して単独行為をしたときも、同様とする。

第7章 欠 格

(事由)

第1860条 次の各号に掲げる者は、相続人となることができない。①故意に被相続人、またはその子、親、もしくは配偶者を死亡するに至らせ、または死亡する

に至らせようとした者。②被相続人が重い犯罪を犯した旨の虚偽の告発をしたことについて、有罪となった者。③被相続人が遺言を作成し、または変更することを故意に妨げた者。④詐欺または違法も

しくは善良の風俗に反する方法により、遺言者に遺言を作成させ、または変更させた者。⑤遺言者の遺言書に変更を加え、またはこれを破棄した者。

(容赦)

第1861条 前条による欠格は、被相続人が公文書または遺言により欠格者を容赦したときは、なかったものとする。

(欠格の宣告)

第1862条 欠格は、裁判所の判決でこれを宣告する。関連する訴えを提起する権利を有するのは、欠格者または欠格者の次順位の相続人がなくなることについて利益関係を有する者とする。

前項の訴えは、欠格者が相続をした時から２年以内にこれを提起しなければな

らない。受遺者が欠格したときは、本項の期間は、相続人が相続をした時に開始する。

(効力)

第1863条 欠格を宣告した判決が確定したときは、欠格者による相続は、なかったものとみなす。遺産は、欠格者が相続開始の時に生存していなかった場合に次順位の相続人となっていた者がこれを相続する。この場合における相続は、被相続人の死亡した時にあったものとみなす。

第1864条 欠格に関する規定は、遺留分権利者および受遺者についても適用する。

第 8 章 帰属者未確定の遺産

(帰属者未確定の遺産)

第1865条 相続人が知れず、または相続人が相続を承認したことが確実でないときは、遺産について管轄を有する裁判所は、利害関係を有する者の請求によりまたは職権で、遺産の管理人を選任しなければならない。緊急の場合には、地方裁判所の検察官は、暫定的な管理人を選任しなければならない。暫定的な管理人は、遅滞なく、管理人を選任することを裁判所に請求しなければならない。

(管理人の権限)

第1866条 管理人は、相続人を代理し、遺産を管理する。遺産の管理に際しては、管理人は、遺産に属するものに印を付し、その目録を作成し、必要な全ての保存行為をし、帰属する債権を回収し、かつ、金銭を利息付で安全な銀行に預ける義務を負う。管理人は、裁判所の許可を得ないで、遺産に属する物を処分し、

これについて消費貸借契約もしくは和解契約を締結し、または２年を超える期間について遺産の動産もしくは不動産を賃貸することができない。

(相続人である胎児の母)

第1867条 被相続人が死亡した時に、相続人がいまだ胎児である場合には、母は、自己の生計を営むことができないときは、出産までの期間について、胎児の相続分から扶養を受けることを請求することができる。この場合における相続分の算定については、子は、１人出生するものとみなす。

(相続人がない場合)

第1868条 状況に応じた期間内に相続人が見つからないときは、遺産について管轄を有する裁判所は、国庫を除いた他の相続人がないことを確認しなければならない。当該確認があったときは、国庫は、法定相続人であるものと推定する。

第1869条 裁判所は、前条の確認をする前に、相続の権利を主張する者がその旨を申し出るよう公示をすることを命じ、公示の方法および期限について定めなければならない。公示の費用が遺産の価額に比して不相当に多額のものであるときは、公示に代えて、相続人である可能性の高い者に対して特別の通知を送付することができる。

前項の期限内に相続人が現れず、または相続人として現れた者の権利が存在しないと判断したときは、裁判所は、前条に定める確認を行う。

第1870条 法定相続人としての国庫は、裁判所が他の相続人のないことを確認する前に権利を行使し、または権利の行使の対象となることができない。

第 9 章 相続回復請求権

(被告)

第1871条 相続人は、相続人として遺産に属するものを占有する者（遺産占有者）に対して、自己の相続権を認め、かつ、遺産またはこれに属するものを返還することを請求することができる。

(遺産に帰属するもの)

第1872条 前条に規定する遺産には、次の各号に掲げるものも含む。①被相続人が、その死亡時に、占有または所持する権利を有したもの。被相続人の生存中にその占有または所持の侵奪があったときも、同様とする。②遺産占有者が相続を利用した法律行為により受けた全てのもの。遺産占有者が当該法律行為によって受けたものを相続人が取得したときは、当該法律行為は、その効力を有しないものであったときでも、有効なものとなる。

(現物を返還できない場合)

第1873条 遺産占有者は、遺産の現物を返還することができないときは、不当利得の規定に従って責任を負う。

(善意の占有者。利得)

第1874条 遺産の善意の占有者は、遺産のために費用を支出した場合において、当該費用が第1873条に従った不当利得の

算定により償還を受けることのできないものであるときでも、その償還を請求する権利を有する。費用は、占有者が遺産の負担または債務を消滅させるためにした全ての支出も含むものとする。

費用に係る請求権については、占有者は、遺産に属する有体物に対する債権的留置権をもって対抗することができる。(訴えの送達)

第1876条 訴えの送達を受けた後に、遺産が劣化し、滅失し、または他の事由によりこれを返還することができなくなったときは、遺産の善意の占有者は、所有権回収の訴えの送達を受けた後の物の占有者の責任を定める規定に従って責任を負う。

訴えの送達を受けた後に被告が収取した利得、遺産に属する有体物の増加および訴えの送達を受けた後にした支出に関する占有者の請求権についても、同様とする。

(悪意の占有者)

第1877条 遺産の占有者が占有を取得した時に悪意であり、またはその後自己が相続人でないことを知ったときは、その時から前条の規定により責任を負う。

前項の規定は、遅滞による遺産占有者

の責任を妨げない。

第1878条 遺産占有者は、遺産に帰属するものの占有を刑事上罰せられる行為により得たときは、不法行為の規定に従って責任を負う。

（相続人に対する取得時効）

第1879条 相続回復請求権が時効により消滅していないときは、遺産占有者は、自己の占有する遺産に属する物の取得時効をもって相続人に対抗することができない。

（情報提供義務）

第1880条 遺産占有者は、相続人に対して、遺産の状態およびこれに帰属するものの行方について情報を提供する義務を負う。次の各号に掲げる者も、同様の義務を負う。①相続人が占有を開始する前に、遺産に帰属する物の占有を開始した、遺産占有者でない者。②被相続人が死亡した時に、被相続人と生活関係上一体をなした者。

（特別の訴えの提起）

第1881条 遺産占有者は、相続人が遺産占有者に対して遺産に帰属するものに関する個々の訴えを提起したときでも、遺産回復請求権についての規定により責任を負う。

（占有者からの取得者）

第1882条 遺産占有者から契約により遺産を取得した者は、相続人との関係では、遺産占有者であるものとみなす。

（失踪者の場合）

第1883条 失踪の宣告を受けた者は、その後に見れたときは、遺産回復請求権の規定によりその財産の返還を請求することができる。失踪者が生存する期間は、その請求権の消滅時効は、失踪者が失踪の宣告を受けたことを知った時から１年を経過するまで完成しない。

失踪の宣告を受けなかった者について、死亡したものである旨の誤った判断があったときも、同様とする。

第10章 多数の相続人の関係

（共同関係）

第1884条 相続人が多数あるときは、遺産は、各相続人の相続分の割合に応じて共同のものとなる。法に別段の定めがないときは、共同相続人の間の共同関係については、共同関係の一般規定を適用する。

（債権および債務の分担）

第1885条 遺産の債権および債務は、各共同相続人の相続分の割合に応じて、当然に相続人間でこれを分担する。

（相続分の処分）

第1886条 各共同相続人は、遺産またはこれに帰属するものに対するその相続分を処分することができる。

（分割）

第1887条 各共同相続人は、いつでも遺産の分割を請求する権利を有する。遺言者は、その死亡の時から10年を超える期間について分割を禁ずることができない。

第1888条 各共同相続人は、遺産の動産および不動産に対するその相続分の現物を受けることを請求することができない。

被相続人もしくはその家族の個人的関係または遺産全体に関する書面は、共同のものとし、分割をする裁判所の指定する共同相続人がこれを保管する。

（家庭用住居に関する調整）

第1889条 分割をすべき遺産に、被相続人が生存した間に被相続人およびなお生存するその配偶者が主な居所として使用した不動産があるときは、裁判所は、遺産を分割する際に、被相続人の配偶者の請求により、特別の事情を考慮して、当該不動産の所有権を被相続人の配偶者のみに帰属させることができる。被相続人が死亡した時の当該不動産の価額がなお生存する配偶者の相続分の価額を超えるときは、配偶者は、当該価額の差異を支払った後に所有権を取得する。本条の規定は、なお生存する配偶者を含む多数の相続人に属した家庭用住居として使用した不動産のみを分割するときについても、適用する。

(遺言による分割方法)

第1890条 被相続人は、その遺言をもって、分割の方法を指定することができる。遺言者はとりわけ、分割の方法を、

第三者の相当な判断に委ねることができる。

(尊属による分配)

第1891条 尊属は、その財産を、その生存中に卑属に配分することができる(分配)。分配は、契約によってこれを行うことができ、現存する財産のみを含むものとする。ただし、尊属は、その遺言の定めについては、当該分配による拘束を受けない。

第1892条 分配に含めなかった財産については、法に従ってその配分をする。

第1893条 遺留分権利者である卑属を含めなかった分配は、当該卑属との関係においては、その遺留分の割合に相当する部分についてその効力を有しない。

第1894条 分配により卑属の遺留分を害した場合については、第1827条の規定を適用する。

第11章 特別受益

(特別受益の対象)

第1895条 卑属は、法定相続をする場合において、被相続人がその生存中に卑属に贈与その他の方法により無償でものを供与し、または卑属の職業教育のために費用を支出したときは、当該ものまたは費用が被相続人の経済状況に相当する価額を超えるものである場合には、互いにこれを控除しなければならない。ただし、被相続人が供与または支出をする時に、控除をする必要がない旨を定めたときは、この限りでない。

(他人の代わりに控除をする場合)

第1896条 相続人として特別受益の控除をすべき義務を負っていた卑属が被相続人の死亡する前または死亡した後に相続

をすることができなくなったときは、その地位を承継する卑属は、相続をすることができなくなった者に対する供与につき控除をする義務を負う。

被相続人が、相続をすることができない卑属につき代襲相続人を指定した場合において、疑いがあるときは、当該代襲相続人は、相続をすることができなくなった者に対する供与につき控除をする義務を負う。

(遺言による相続の場合の特別受益)

第1897条 被相続人が、遺言がなかったときと同様の相続分の割合を定めてその卑属をその相続人として指定した場合において、疑いがあるときは、法定相続の場合と同様の範囲について控除の義務が

存するものとする。

（親等のより遠い卑属による特別受益）

第1898条 被相続人が、前順位の親等のより近い卑属が相続をすることができなくなる前に親等のより遠い卑属または他の卑属を代襲して相続人となる卑属に供与をしたときは、当該供与は、これを控除しないものとする。ただし、当該供与をする時に被相続人が控除をすべきことを定めたときは、この限りでない。

法律上の卑属としての地位を取得する前に被相続人から供与を受けた者についても、同様とする。

（控除の方法）

第1899条 控除は、控除の対象となる特

別受益の価額を算定して、これに卑属の間で配分すべき遺産を加えたものを遺産とみなし、控除の義務を負う者の相続分からその価額を控除してこれを行う。

供与の価額の算定については、供与のあった時期を基準とする。

（控除すべき特別受益の価額が相続分を超える場合）

第1900条 卑属が控除すべき特別受益の価額がその相続分を超えるときは、卑属は、その相続分を超える部分については、控除をする義務を負わない。この場合においては、遺産は、卑属が控除すべきであった特別受益を算定しないで、他の相続人の間でこれを配分する。

第12章 限定承認

（単純承認をした相続人の責任）

第1901条 相続人は、遺産の債務については、自己の財産を含めて責任を負う。遺贈その他の負担は、それ以外の債務の後にこれを履行しなければならない。

（限定承認）

第1902条 相続人は、相続を放棄する権利を有する間は、限定承認をすることができる。限定承認は、遺産について管轄を有する裁判所の書記官に対してこれを行う。

限定承認をするものであると法が定める者が相続人であるときは、当該者による相続の承認は、限定承認であったものとみなす。

（限定承認の期限）

第1903条 限定承認をした相続人は、前条に従って限定承認をした時から4箇月以内に、遺産の目録を作成しなければならない。

（限定承認をした相続人の責任）

第1904条 限定承認をした相続人は、遺産の債務については、遺産の価額の限度においてのみ責任を負う。遺産に対する相続人の権利および義務は、混同によって消滅しない。

（個別の財産としての遺産）

第1905条 相続の限定承認をした後は、遺産の権利および義務は相続人の財産から当然に分離し、個別の財産となる。

（抵当権設定登記）

第1906条 相続の限定承認があったときは、被相続人が死亡した後の遺産に對する抵当権または根抵当権の設定登記は、いかなる権原によるものである場合でも、遺産の債権者に対する一切の優先権を生じない。

（遺産の管理）

第1907条 限定承認をした相続人は、遺産を管理し、かつ、全てのその過失についての責任および報告をする義務を負う。

(不動産および債権証券の処分)

第1908条 限定承認をした相続人は、裁判所の許可を得ないで遺産の不動産、公債証券、株式または株式会社の債権証券を処分することができない。不動産は、競売によりこれを売却する。ただし、裁判所が別段の定めをしたときは、この限りでない。

(遺産の譲渡)

第1909条 限定承認をした相続人は、民事訴訟法の規定に従って、遺産の債権者および受遺者に遺産を譲り渡すことができる。限定承認をした相続人は、当該譲渡により、当該者に対する一切の義務を免れる。

(遺産を対象とする相続人の訴え)

第1910条 限定承認をした相続人の遺産を対象とする訴えは、他の相続人に対してこれを提起し、他の相続人がないとき

は、帰属者未確定の遺産の管理人についての規定に従い特別の管理人を選任しなければならない。

(限定承認の利益の喪失)

第1911条 相続人は、次の各号に掲げる場合には、限定承認の利益を喪失する。

①期限内に遺産の目録を作成しなかったとき。②故意に不正確な財産目録を作成したとき。③遺産の管理につき故意があったとき。④裁判所の許可を得ないで遺産の不動産、公債証券、株式または株式会社の債権証券を売却したとき。

第1912条 行為能力の剥奪または制限を受けた者の場合において、当該者による相続の承認が限定承認であるものとする法の定めがあるときは、限定承認の利益は、当該者が行為能力者となった時から1年以内に遺産の目録を作成しなかった場合には、これを喪失する。

第13章 裁判所による遺産の清算

(裁判所が遺産の精算を命ずる場合)

第1913条 遺産について管轄を有する裁判所は、遺産の債権者の請求により、遺産の精算を命ずることができる。

清算は、遺産が帰属者未確定のものであり、または相続人が限定承認をしたときでも、これを命ずることができる。

裁判所は、清算を請求した債権者に対して相続人が担保を提供したときは、当該請求を棄却することができる。

(個別の財産としての遺産)

第1914条 遺産に帰属する権利および義務は、清算を命ずる判決を言い渡したときから、相続人の財産から当然に分離し、清算人の管理する個別の財産となる。被相続人が死亡した後の遺産に対する抵当権または根抵当権の設定登記は、

いかなる権原によるものである場合でも、遺産の債権者に対して一切の優先権を生じない。

(清算人の選任)

第1915条 裁判所は、清算を命ずる判決をもって、遺産の清算人を選任しなければならない。完全な行為能力を有するときは、唯一の相続人または多数の相続人のうちの1人を清算人として選任することができる。

(遺産の債権者に対する通知)

第1916条 清算人は、判決の送達を受けた時から1箇月以内に、新聞にその概要および遺産の債権者に対してその請求権を申し出、かつ、これを証明する資料を提出するよう求める通知を掲載しなければならない。

前項の掲載についての事項は、精算を命ずる判決をもってこれを定めなければならない。概要および債権者に対する通知は、被相続人の最後の住所または居所のあった場所の新聞にこれを掲載しなければならない。

（債権者による申出）

第1917条 自己が遺産の債権者である旨を主張する者は、前条に従ってした最後の掲載から４箇月以内に、その請求権を申し出、かつ、これを証明する資料を提出しなければならない。

清算人は、申出のあった請求権を基に、申出についての期限を経過した時から３箇月以内に、遺産の目録を作成しなければならない。重大な事由が存するときは、遺産について管轄を有する裁判所は、当該期間を伸長することができる。

（清算人の事務）

第1918条 清算人は、遺産を管理し、全ての過失について責任を負い、かつ、報告をする義務を負う。

清算人は、遺産の目録の作成を終えるまで、遺産の債務を確認し、債権を回収し、かつ、相続財産の動産および不動産を処分しなければならない。

受け取った金銭については、清算人は、これを安全な銀行に利息付で預けなければならない。

不動産、公債証券、株式または株式会社の債権証券を処分する場合については、第1908条の規定を適用する。

（清算人の報酬）

第1919条 清算人は、遺産について管轄を有する裁判所が定める相当の報酬を受ける権利を有する。不能または非常に困難でないときは、裁判所は、事前に相続人の意見を聴くものとする。

（遺産の不足）

第1920条 遺産の目録の作成により遺産の資産がその債務を弁済するのに十分でないことが判明したときは、清算人は、債権者に対して弁済をする前に、遺産について管轄を有する裁判所に、全ての債権者に均等に弁済することを調整する旨を請求することができる。この場合においては、被相続人の死亡する前に法により取得した優先権または抵当権もしくは根抵当権設定登記は、これを害することができない。

条件付債権を有する者については、条件付の状態での債権を考慮する。

（申出をしなかった債権者）

第1921条 遺産の債権者は、第1917条に従って期限内に申出をしなかったときは、申出をした債権者に対する弁済の後になお遺産が存するときに限り、弁済を受けることができる。

（清算と責任の制限）

第1922条 遺産の清算を命ずる判決は、相続人が限定承認をした場合を除き、遺産の債務に関するその責任を制限するものとならない。限定承認をした相続人の事務は、判決の言渡しがあった時に終了する。

第14章 信託遺贈

（意義）

第1923条 遺言者は、相続人に、特定の事実があり、または特定の時期を経過し

た後に、その取得した遺産またはその一定の割合を他人（信託受遺者）に引き渡す義務を課すことができる。

前項の義務は、信託受遺者にこれを課すことはできない。

第1924条 第1711条第2文の場合を除き、遺言者が、その死亡した時に未だ胎児でない者を相続人として指定したときは、当該者は、信託受遺者であるものとみなす。

遺言者の死亡した時に未だ設立のない法人を相続人として指定したときも、同様とする。

(停止条件または停止期限付の指定)

第1925条 遺言者が、その死亡時に未だ成就していない停止条件または停止期限を付してある者を相続人として指定したときは、当該者は、信託受遺者であるものとみなす。

相続人としての指定が、遺言者の死亡した後の事実に係るものであるときも、同様とする。

(解除条件または解除期限付の指定)

第1926条 遺言者が、信託受遺者を指定しないで、解除条件または解除期限を付してある者を相続人として指定したときは、遺言者が当該条件の成就または期限の到来した後に死亡していたならば遺言者を相続していたであろう者が信託受遺者であるものとみなす。

(処分の禁止)

第1927条 遺言者が相続人による遺産の処分または終意処分によるその譲渡を禁じた場合において、疑いがあるときは、相続人の法定相続人は、信託受遺者であるものとみなす。

第1928条 遺言者が相続人による遺産の処分または終意処分によるその譲渡を禁じ、かつ、当該禁止により利益を受ける者を指定した場合において、疑いがあるときは、当該方法により指定を受けた者は、信託受遺者であるものとみなす。

(家庭用信託遺贈)

第1929条 遺言者が相続人を指定し、かつ、遺産の全部または一定の割合について相続人の家族がこれを保管すべき旨を指定した場合において、疑いがあるときは、第1923条第2項の場合を除き、相続人の死亡した後は、遺言者が相続人の死亡した時に死亡していたならば遺言者を法定相続していたであろう全ての者が信託受遺者であるものとみなす。

遺言者の親等のより遠い親族については、家庭用信託遺贈は、その効力を有しない。

第1930条 遺言者が相続人を指定し、かつ、遺産の全部または一定の割合について相続人の家族がこれを保管すべき旨を指定した場合において、疑いがあるときは、第1923条第2項の場合を除き、相続人の死亡した後は、相続人を法定相続していたであろう全ての者が信託受遺者であるものとみなす。

遺言者の親等のより遠い親族については、家庭用信託遺贈は、その効力を有しない。

(特別の遺贈義務者)

第1931条 第1924条および第1925条の場合においては、信託受遺者が遺産を取得するまでは、その相続分については、法定相続があるものとする。

(黙示の代襲相続)

第1932条 信託受遺者としての指定を受けた者は、疑いがあるときは、相続人の代襲相続人としての指定も受けたものとみなす。

(子のない卑属)

第1933条 遺言者がその卑属の死亡したときのために信託受遺者を指定した場合において、当該卑属に子がないときは、信託受遺者は、卑属が子のないまま死亡

した場合のためにこれを指定したものとみなす。

（信託遺贈の範囲）

第1934条 信託受遺者の権利は、疑いがあるときは、相続人がその共同相続人が相続をすることができなくなったことにより取得した相続分にも及ぶものとする。

（相続の時期）

第1935条 遺言者が別段の事実または時期を指定しなかったときは、遺産は、相続人が死亡した時に信託受遺者に移転する。

第1924条の場合においては、遺産は、懐胎または法人の設立があった時に移転する。

（信託受遺者の存在）

第1936条 信託受遺者となることができるのは、遺産の移転がある時に生存し、または胎児である者のみとする。

信託受遺者が当該時期に生存せず、または胎児でない場合において、遺言者が別段の定めをしなかったときは、遺産は、相続人がこれを保持する。

（信託受遺義務者の権利）

第1937条 信託受遺者への遺産の移転があるまでは、相続人は、相続に関する訴えを提起し、かつ、遺産を管理することができる。相続人は、信託受遺者に対しては、自己の事務に対するのと同様の注意を基準に責任を負う。

遺言者が別段の定めをしなかったときは、遺産に属するものの処分は、通常の

管理により必要となり、もしくは信託受遺者が同意をした場合、または第1939条の場合においてこれを行うことができる。これ以外の処分は、信託受遺者に遺産が移転した時に、無効となる。

（費用）

第1938条 遺産が信託受遺者に移転するまでは、相続人は、必要費、果実を生産するための費用および遺産についての通常の負担を支払わなければならない。それ以外の費用については、事務管理の規定に従って判断をする。

（残額の信託遺贈）

第1939条 遺言者が、信託受遺者に遺産が移転する時の残額を取得させる旨の指定をし、または相続人に遺産の自由な管理を許可したときは、相続人は、遺産に属するものを処分する権利を有する。

（信託遺贈の承認または放棄）

第1940条 信託財産が信託受遺者に移転したときは、信託受遺者は、相続の承認または放棄の規定に従ってその承認または放棄をする権利を有する。

（信託遺贈の効力）

第1941条 遺産が信託受遺者に移転したときは、相続人は、相続人としての地位を喪失し、遺産を、通常の管理があったのと同様の状態で引き渡す義務を負う。ただし、移転の時期までに生産した果実については、この限りでない。信託受遺者は、報告を求める権利を有する。

混同により消滅した権利および義務は、当然に回復する。

第15章 遺産の処分

（遺産の売却）

第1942条 相続人は、自己に移転した遺産の全部またはその一定の割合を売却す

ることができる。

前項の売却は、公正証書によるものでなければならない。

(遺産の売却の対象)

第1943条 遺贈、負担もしくは信託遺贈をしないことまたは特別受益による相続人の義務による利益は、買主に帰属する。

第1944条 売買の後に、信託遺贈または共同相続人が相続をすることができなくなったことにより売主が取得した相続分および売主が得た先取分は、疑いがあるときは、売買の対象とならなかったものとする。

家庭用書面および家宝についても、同様とする。

(売主の義務)

第1945条 売主は、売買の時に存する遺産に属するものおよび売買の前に、遺産に属する権利により、遺産に属するものの劣化、滅失もしくは強奪または遺産に関する法律行為により得たものを買主に譲り渡す義務を負う。

第1946条 遺産に属するものの消費または無償の処分については、売主は、消費または処分の時期におけるその価額をもって回復をする義務を負う。ただし、売主が売買契約を締結した時に当該消費または処分を知っていたときは、この限りでない。

買主は、劣化、滅失その他の事由により遺産に属するものを受けることができないときは、損害賠償を請求する権利を有しない。

(瑕疵、権利の不存在、負担)

第1947条 遺産の売主は、遺産に属するものの物または権利の瑕疵については、責任を負わない。

売主は、その相続権の存在、およびこれが信託遺贈、遺贈、負担、遺留分による請求権、特別受益による控除、遺言執行者の選任および分配に関する遺言者に

よる定めのないものであることについて、責任を負う。

売主は、さらに、限定承認の利益の喪失についても責任を負う。

(混同により消滅したもの)

第1948条 遺産の移転によって混同により消滅した義務および権利は、売主と買主の関係では、消滅しなかったものとみなす。

(買主の義務)

第1949条 買主は、売主に対して、遺産に属する義務を履行する義務を負う。ただし、第1947条により売主が義務を負う場合については、この限りでない。買主は、売主に対して、遺産の税金についても、責任を負う。

売主が売買の前に遺産の義務を履行したときは、買主にその償還を請求する権利を有する。

(利得、負担、危険負担)

第1950条 売買の前に遺産から収取した利得は、売主に帰属する。この場合においては、売主は、売買より前の期間については、遺産の債務に係る利息を含む負担を支払う義務を負う。

第1951条 買主は、売買契約を締結した時から、遺産に属するものの責めに帰することのできない滅失または劣化についての危険を負担する。買主は、契約締結時から利得を得、かつ、負担を負う。

(費用)

第1952条 買主は、売主に対して、売買の前に遺産のために売主が支出した必要費を償還する義務を負う。売主が売買の前に支出したその他の費用については、買主は、当該費用による遺産の価格の増加が売買の時になお存するときに限り、これを償還する義務を負う。

(債権者に対する責任)

第1953条 買主は、売買契約を締結した時から、遺産の債権者に対して責任を負う。この場合においては、売主の責任も存続する。第1949条および第1950条により買主が売主に対して責任を負わない債務についても、同様とする。

買主の責任を免除し、またはこれを制限する売主と買主の合意は、債権者に対してその効力を有しない。
（限定承認）

第1954条 買主は、売買契約を締結した時に売主が限定承認をする権利を有したときは、遺産につき限定承認の権利を行

使することができる。

売主または買主による目録の作成は、その双方の利益において効力を生ずる。

（その他の処分に係る契約）

第1955条 遺産の売却についての規定は、遺産の処分を目的とするその他の契約について準用する。

贈与の場合においては、売主は、贈与の前に消費または無償で処分をしたことおよび相続権の不存在または制限について責任を負わない。ただし、故意にこれを黙秘したときは、この限りでない。

第16章 相続証書

（意義）

第1956条 遺産について管轄を有する裁判所は、相続人の申請により、相続人の相続権およびその相続分に関する証書を発行する（相続証書）。

（請求の内容）

第1957条 相続証書の発行を請求する者は、次の各号に掲げる事項をその申請書に記載しなければならない。①被相続人の死亡した年月日。②遺言がある旨およびその内容または自己の相続権の基となる親族関係。③自己の相続権を排除もしくは制限する他の者がいないことまたはそのような者が存在したときは、相続することができなくなったことおよびその事由。④他の遺言があるときは、その内容。⑤相続権に関する裁判が係属しているか否か。

（証明）

第1958条 申請をする者は、前条に規定する事項が正確であることを公文書によって証明しなければならない。公文書を提出することが不能または非常に困難で

あるときは、裁判所は、申請者に、その申請内容とは反対の事実を知らないことにつき宣誓証言をさせうえて、それ以外の証明方法を許可することができる。（裁判所による職権調査）

第1959条 裁判所は、相続証書を申請する者の申請内容を確認するために、すべての方法により、とりわけ申請書の公表の方法を指定してこれを公表することにより、職権で調査をすることができる。さらに、裁判所は、相続権を主張する可能性のある者、とりわけ終意処分の定めがその効力を有さなかったならば相続人となっていたであろう者または同一の相続権について係属中の裁判のある者を召喚してその意見を聴くことができる。（多数の相続人）

第1960条 相続人が多数あるときは、その1人の申請により、共同相続証書を発行する。この場合においては、申請をした者は、他の相続人の氏名および相続分ならびに他の相続人が相続を承認したことを記載し、これを証明しなければならない

ない。

裁判所は、全ての共同相続人に、申請内容とは反対の事実を知らないことにつき宣誓証言をさせることができる。

(相続証書の内容)

第1961条 相続証書は、申請書の記載につき証明があったことを裁判所が確認したときに限り、これを発行する。

相続証書は、相続人の氏名、相続人が多数あるときは各相続人の相続分、遺言執行者の氏名ならびに信託受遺者および信託受遺者に関する定めを記載する。

(相続権の推定)

第1962条 相続証書に相続人としての記載がある者は、これに記載のある相続権を有し、かつ、相続証書に記載のない定めにより制限を受けないものと推定する。

(法律行為の効力)

第1963条 相続証書に相続人としての記載がある者による第三者との法律行為または第三者による当該者に対する法律行為は、前条の推定が存する限りにおいて第三者の利益においてその効力を有する。ただし、第三者が相続証書の不正確であることまたは裁判所がこれを撤回したことを知っていたときは、この限りでない。

(不正確な相続証書)

第1964条 真の相続人または遺言執行者は、不正確な相続証書を有する者に対して、これを遺産について管轄を有する裁判所に提出することを請求することができる。

不正確な相続証書を得た者は、真の相続人に対して遺産の状況およびこれに属するものの行方について情報を提供しなければならない。

(相続証書の剥奪または取消し)

第1965条 発行した相続証書が不正確であるときは、遺産について管轄を有する裁判所は、これを剥奪することを命ずる。当該剥奪により、相続証書は、その効力を失う。

裁判所は、直ちに相続証書を剥奪することができないときは、その判決によりその効力を有しないことを宣告する。当該判決については、判決の定めに従ってその概要を新聞に掲載する。当該概要は、被相続人の最後の住所または居所の新聞に掲載しなければならない。最後の掲載から1箇月を経過したときは、相続証書の無効を宣告した判決は、全ての者に対してその効力を有する。

第1966条 遺産について管轄を有する裁判所は、発行した相続証書の正確性を職権により調査し、これを撤回または変更する権利を有する。

第17章 遺 贈

(遺贈義務者)

第1967条 遺贈をする義務を負うことができるのは、相続人、信託受遺者および受遺者とする。

遺言者が別段の定めをしなかったときは、相続人を遺贈義務者とする。

(多数の遺贈義務者)

第1968条 多数の相続人または受遺者が義務を負う場合において、疑いがあるときは、各相続人は、その相続分に応じて負担を負い、各受遺者は、その受けたものの価額に応じて責任を負うものとみなす。

多数の者が互いを排除する形で負担を

負うときも、同様とする。

（先取分）

第1969条 相続人が受ける遺贈（先取分）は、相続人自身が負担を負う部分についても遺贈であるものとみなす。

（黙示の遺贈）

第1970条 遺言者が遺言により、遺産を得る者に遺産中のものを取得させないことを定めたときは、当該遺産中のものは、法定相続人にこれを遺贈したものとみなす。

（遺贈義務者または第三者による特定）

第1971条 遺贈義務者または第三者が特定の多数の者から受遺者を選挙すべき旨の定めがあるときは、受遺者の特定は、遺贈義務者から当該者または第三者から遺贈義務者に対する表示によりこれを行う。疑いがあるときは、特定は、遺贈義務者にこれを委ねたものとみなす。

遺贈義務者または第三者が特定をすることができず、または特定について裁判所が定めた期限を経過したときは、全ての者を連帯債権者とみなし、遺贈を受けた者に対する求償は、これを行うことができない。

第1972条 遺言者が多数の者に対して遺贈を行い、かつ、遺贈義務者または第三者に各受遺者の受けるものの特定を委ねたときは、当該特定は、前条に規定する方法によりこれを行う。

遺贈義務者または第三者が特定をすることができず、または特定について裁判所が定めた期限を経過したときは、全ての受遺者が遺産に対して均等に権利を有するものとする。

第1973条 遺言者が受遺者に多数のもののうちの１つを遺贈した場合において、その選挙を第三者に委ねたときは、当該選挙は、遺贈義務者に対する表示により

これを行う。第三者が選挙をすることができず、または選挙について裁判所が定めた期限を経過したときは、選挙をする権利は、遺贈義務者に移転する。

（正当な判断による特定）

第1974条 遺言者は、遺贈の目的を指定したときは、遺贈の目的物の特定を遺贈義務者または第三者の正当な判断に委ねることができる。この場合においては、遺贈については、当事者の一方または第三者が給付を特定すべき契約についての規定を準用する。

（多数の者に対する同一のものの遺贈）

第1975条 第1802条から第1806条までの規定は、多数の者に同一のものを遺贈したときについて準用する。

（遺贈の場合における増額）

第1976条 多数の者に同一のものを遺贈した場合において、遺言者の死亡する前または後にそのうちの１人が遺贈を受けることができなくなったときは、その遺贈分は、他の者の遺贈分にに応じてこれを増額する。受遺者のうちの多数の者に同一の遺贈分を遺贈したときは、当該増額は、なるべく当該多数の者の間でこれを行わなければならない。

第1977条 増額により受遺者が得る遺贈分は、当該受遺者または遺贈を受けることができなくなった受遺者に課した遺贈または負担については、個別の遺贈であるものとみなす。

（受遺者が先に死亡した場合）

第1978条 遺言者が死亡した時に受遺者が生存しないときは、遺贈は、その効力を有しない。

（遺贈義務者の資格の喪失）

第1979条 遺贈義務者が相続人または受遺者とならなかった場合において、疑いがあるときは、遺贈は、当初の遺贈義務

者が相続人または受遺者となることができなくなったことにより利益を受けた者がこれをする義務を負うものとみなす。

(不能な遺贈)

第1980条 遺言者が死亡した時に、不能であり、または法に違反する遺贈は、その効力を有しない。

(遺贈の撤回)

第1981条 その効力を有せず、または撤回のあった遺贈は、代襲または増額がないときは、遺贈義務者の利益となる。

(遺贈したものの従物)

第1982条 疑いがあるときは、特定のものの遺贈は、遺言者が死亡した時に存するその従物にも及ぶ。

遺言者が、遺贈についての定めをした後に物に生じた損傷につき損害賠償請求権を有する場合において、疑いがあるときは、当該請求権も遺贈したものとみなす。

(遺贈したものの負担)

第1983条 遺産に属するものを遺贈した場合において、疑いがあるときは、遺贈義務者は、その負担を除去する義務を負わない。

遺言者が前項の除去を請求する権利を有する場合において、疑いがあるときは、遺贈は、当該請求権を含むものとする。

(他人の物の遺贈)

第1984条 遺言者が死亡した時に遺産に属しない特定の物の遺贈は、その効力を有しない。ただし、当該物が遺産に属しないときでも遺贈をするのが遺贈者の意思であるとの結論が得られるときは、この限りでない。遺言者が他人に引き渡す義務を負うものは、遺産に属しないものとみなす。

遺言者が死亡した時に、遺贈したもの

の占有のみを有した場合において、疑いがあるときは、遺贈は、その占有を対象とする。

遺言者が遺贈したものの引渡しを第三者に請求する権利を有する場合において、疑いがあるときは、当該請求権を遺贈したものとみなす。遺言者が、遺贈の定め後に生じた喪失または強奪について損害賠償を請求する権利を有するときも、同様とする。

第1985条 遺言者の死亡した時に遺産に属しなかったものの遺贈が前条に従ってその効力を有するときは、遺贈義務者は、これを取得して受遺者に引き渡す義務を負う。

遺贈義務者がこれを取得して引き渡すことができず、またはそのために過度の費用が必要となるときは、その価額を引き渡すことができる。

(遺贈したものの附合または混合)

第1986条 遺贈の定めをした後に遺言者が遺贈すべき物を他の物に附合または他の物と混合させた場合において、他の物に対する所有権が当該物にも及び、または共有が生じたときは、遺贈は、当該状態が遺言者の死亡したときに存する場合には、その効力を有しない。

附合または混合が遺言者以外の第三者がしたものであり、かつ、遺言者が共有権を取得した場合において、疑いがあるときは、共有権を遺贈したものとみなす。

遺言者が附合させた物を取り外す権利を有する場合において、疑いがあるときは、当該権利を遺贈したものとみなす。

(加工または変形)

第1987条 遺贈の定めをした後に遺言者が遺贈した物を加工または変形して新たな物を作った場合において、法により加

工または変形をした者が当該新たな物の所有者となるときは、遺贈は、その効力を有しない。

変形が遺言者以外の第三者がしたものであるときは、第1984条第3項の規定を適用する。

（弁済のあった債権の遺贈）

第1988条 遺言者が、その死亡する前に弁済のあった債権を遺贈し、かつ、債権の目的物がなお遺産の中にある場合において、疑いがあるときは、当該目的物を遺贈したものみなす。債権が金銭についてのものであった場合において、疑いがあるときは、遺産に同額の金銭がないときでも、同額の金銭を遺贈したものみなす。

（種類物）

第1989条 遺言者が種類物を遺贈したときは、受遺者は、自己の在る状況に応じた物を受ける権利を有する。

第1990条 種類物を遺贈した場合において、その特定を受遺者または第三者に委ねたときは、当該特定は、遺贈義務者に対する表示によりこれを行う。受遺者または第三者が特定をすることができず、特定の期限を経過し、または行った特定が前条に従ったものでないときは、遺産について管轄を有する裁判所が特定をする。

第1991条 種類物を遺贈したときは、その権利または物の瑕疵による遺贈義務者の義務については、売主の義務についての規定を準用する。疑いがあるときは、遺産に属しないものの遺贈についても、同様とする。ただし、第1985条第2項の場合においては、この限りでない。

遺贈したものが不動産である場合において、疑いがあるときは、遺贈義務者は、不動産を対象とする役権その他の物

権について責任を負わない。

（全ての請求権の遺贈）

第1992条 遺言者がその全ての請求権を遺贈した場合において、疑いがあるときは、金銭についての請求権のみを対象とし、それ以外の請求権、無記名債権証券または銀行もしくは貯蓄銀行の預金を対象としない。

（債務の遺贈）

第1993条 遺言者が受遺者にその債務の全部を遺贈した場合において、疑いがあるときは、遺贈義務者は、条件、期限または抗弁をもって対抗することなく、債務を弁済する義務を負う。

第1994条 遺言者がその債権者に金銭を遺贈し、かつ、債務がある旨を隠匿した場合において、疑いがあるときは、遺贈は、債務を弁済するためにしたものではないものとみなす。

（遺贈による権利）

第1995条 受遺者は、遺贈により、遺贈義務者に対して遺贈の対象であるものの給付を請求する権利を取得する。

第1996条 第1198条の場合を除き、相続人が遺贈義務者であり、かつ、遺言者に帰属する特定の物または権利が遺贈の対象である場合において、遺言者が別段の定めをしなかったときは、受遺者は、直ちにかつ当然にこれを取得する。遺贈が、受遺者の負担する物権の消滅または遺言者に対する義務の免除を対象とするときは、受遺者は、直ちにかつ当然に消滅または免除により利益を受ける。

（移転または取得の時期）

第1997条 遺贈による権利は、遺言者が死亡した時にこれを取得する（遺贈の開始）。受遺者は、遺贈を放棄する権利を有する。

（条件付または期限付の場合）

第1998条 停止条件または停止期限を付した遺贈の場合において、遺言者の死亡した後にその成就があったときは、遺贈は、条件または期限が成就した時に開始する。

第1999条 遺言者の死亡した時に受遺者が未だ胎児でなく、またはその身分が遺言者の死亡した後に到来する事実により特定するときは、遺贈は、懐胎があり、または事実が到来した時に開始する。

第2000条 前2条の場合においては、遺言者が死亡した時から遺贈が開始するまでの期間については、停止条件についての規定を適用する。

(遺贈の放棄)

第2001条 受遺者は、遺贈を承認した後にその放棄をすることができない。

承認および放棄は、遺贈義務者に対する意思表示によりこれを行う。当該意思表示は、遺贈が開始した後にのみこれを行うことができ、条件もしくは期限を付し、または遺贈の一部のみについてこれをしたときは、その効力を有しない。

相続の承認または放棄に関する第1854条、第1855条第2項および第1856条の規定は、遺贈の場合について準用する。

第2002条 遺贈を履行する時期の特定を遺贈義務者の判断に委ねた場合において、疑いがあるときは、履行は、遺言義務者が死亡した時にこれを請求することができる。

(遺贈したものの果実)

第2003条 遺産に属する特定のものを遺贈したときは、遺贈義務者は、遺贈の開始する前に収取した果実および遺贈した権利により他の方法で受けた全てのものを受遺者に引き渡す義務を負う。遺言義務者は、果実でない利得については、これを引き渡す義務を負わない。

(費用)

第2004条 遺産に属する特定のものを遺贈したときは、遺言義務者は、所有権者と占有者との関係についての規定に従って、遺言者の死亡した後に物のために支出した費用および物を対象とする負担を除去するために遺言者の死亡した後に支払った金銭の償還を請求することができる。

(負担を負う受遺者)

第2005条 遺贈をする義務または負担を負う受遺者は、自己が遺贈によって得べきものを請求することができる時からのみ、履行をする義務を負う。

第2006条 遺贈をする義務または負担を負う受遺者は、自己が遺贈によって得たものが履行するのに十分でないときは、自己に対する遺贈を承認した後でも、履行を拒絶することができる。

第1979条により、他の者が遺贈義務者の地位を承継するときは、当該者は、受遺者の責任を限度に責任を負う。

(遺贈の瑕疵)

第2007条 遺留分についての規定または前条により遺贈に基づく給付を減額した場合において、疑いがあるときは、受遺者は、自己の負う負担をこれに応じて減額する権利を有する。

(代襲)

第2008条 遺言者が、第1順位の受遺者が遺贈の目的物を取得しなかった場合について当該目的物を他の者に取得させる旨を定めたときは、第1810条から第1812条までの代襲相続についての規定を準用する。

(信託代襲)

第2009条 遺贈の取得があった時より後の特定の時期の経過または事実があった時から、遺贈したものを他の者に取得

させる旨の遺言者の定め（信託代襲）は、公益に係る事由または負担を負う第１順位の受遺者の死亡した時に生存する遺言者の直系血族もしくは３親等内の傍系親族の利益のためのみに、その効力を有する。代襲は、これ以外の者については、その効力を有しない。
(家庭用遺贈)

第2010条 遺言者の意思が、遺贈したものを自己の家族が保持するというものであるときは、前条の親族のうち、遺言者が、負担を負う第１順位の受遺者の死亡した時に死亡していたならば遺言者を法定相続していたであろう親族に、これを代襲遺贈したものとみなす。

第18章 負 担

第2011条 第1789条、第1967条、第1968条、第1973条、第1974条、第1979条、第1980条、第1989条および第2002条の規定は、終意処分が負担を含むときについて準用する。

(給付を受ける者)

第2012条 遺言者は、特定の目的のために負担を課し、かつ、給付を受けるべき者の特定を、当該負担を負う者または第三者に委ねることができる。

(負担を負う者または第三者による特定)

第2013条 前条の場合において、給付を受けるべき者の特定を、負担を負う者に委ね、かつ、特定について裁判所の指定した期限を経過したときは、特定は、訴えを提起した者がこれをする。

特定を第三者に委ねたときは、第三者は、負担を負う者に対する意思表示をもって特定をする。第三者が特定をすることができず、または特定について裁判所が指定した期限を経過したときは、特定は、負担を負う者がこれをする。裁判所は、負担を負う者の請求によっても、特定をすべき期限を指定することができる。

(履行を請求する者)

第2014条 負担の履行は、遺言執行者、相続人、共同相続人の他、負担を負う第

１順位の者が相続をし、または遺贈を受けることができなくなったときに直接利益を得る者が、これを請求する権利を有する。

負担の履行が公益に関するものであるときは、国家当局もこれを請求することができる。

(負担の無効)

第2015条 負担がその効力を有しない場合において、負担を負う者のための定めもその効力を有しないのは、遺言者にその旨の意思があるとの結論が得られるときのみとする。

(不能の負担)

第2016条 負担の履行が、負担を負う者の責めに帰すべき事由により不能となったときは、負担を負う第１順位の者が相続をし、または遺贈を受けることができなくなったことによって利益を得たであろう者は、不当利得についての規定に従って、負担を負う者がこれを履行するために支出をしなければならなかったであろう部分の引渡しを請求することができる。

第19章 遺言執行者

(選任)

第2017条 遺言者は、その遺言をもって、1人もしくは多数の自然人または1つもしくは多数の法人を遺言執行者として指定することができる。遺言者は、遺言執行者に、その共同遺言執行者または承継人を指定することを委ねることもできる。

(能力)

第2018条 遺言執行者の選任は、遺言執行者としての選任を受けた者が行為能力を有せず、または制限行為能力者であるときは、その効力を有しない。

(開始、承認、放棄)

第2019条 遺言執行者の事務は、その承認により開始する。

承認および放棄は、遺産について管轄を有する裁判所の書記官に対する意思表示でこれを行い、書記官は、関連する記録を作成する。当該意思表示は、相続の開始より前にこれをし、またはこれに条件もしくは期限を付したときは、その効力を有しない。

遺産について管轄を有する裁判所の裁判長は、利害関係を有する者の請求により、遺言執行者が本条の意思表示をすべき期限を定めることができる。当該期限を経過したときは、遺言執行者は、その事務を放棄したものとする。

(遺言執行者の権限)

第2020条 遺言執行者の事務は、遺言の定めの実行であるものとする。

遺言執行者は、遺言者が明示的に許可し、または遺言の定めを執行するのに必要な全ての行為をする権利を有する。遺産の全部または一部を管理する遺言執行

者の権利についても、同様とする。

(裁判所の許可を必要とする行為)

第2021条 前条の場合において、遺産に属する不動産、負債証券、株式もしくは株式会社の債権証券を処分し、消費貸借もしくは和解を締結し、または290ユーロを超える支出をする必要がある場合において、相続人がこれに同意しないときは、遺言執行者は、遺産について管轄を有する裁判所の許可を得て、当該行為をする権利を有する。裁判所は、不能または非常に困難でないときは、事前に相続人の意見を聴かなければならない。

第2022条 遺言者は、遺言における明示的な定めにより、遺言執行者を前条の制限から免除することができる。

(遺言執行者の責任)

第2023条 遺言執行者は、その義務の履行に際しては、その責めに帰すべき事由による遺産の全ての損害について、委任の規定に従って責任を負う。管理をする場合には、遺言執行者は、報告をする義務を負う。

多数の遺言執行者は、共同の責めに帰すべき事由については、連帯してその責任を負う。

(多数の遺言執行者)

第2024条 遺言執行者が多数あるときは、全員で行為をしなければならない。そのうちの1人が欠けたときは、残りの者が全員で行為をしなければならない。意見の相違があったときは、多数による決議をもって判断をする。多数による決議を得ることができないときは、裁判所が自由に判断をする。遺言者は、別段の定めをすることができる。

多数の遺言執行者があるときは、各遺言執行者は、単独で保存行為をすることができる。

（遺産に関する訴え）

第2025条 相続人は、遺産に関する訴えを提起することができる。遺言執行者は、遺産またはこれに関連する請求権の管理をするときは、遺産の債権を回収し、遺産に対する債権につき請求を受けることができる。

（遺産に対する請求権）

第2026条 遺産に対する請求権は、相続人を相手にこれを行使しなければならない。

遺言執行者は、前項の裁判に訴訟参加することができる。

（報酬）

第2027条 遺言者が別段の定めをしなかったときは、遺言執行者は、遺産について管轄を有する裁判所に相当の報酬を定めることを請求することができる。

裁判所は、不能または非常に困難でないときは、事前に相続人の意見を聴かなければならない。

（事務の終了）

第2028条 相続人が、遺言執行者が執行すべき遺言の定めを自己が執行することにつき、十分なものであると裁判所が判断した担保を提供したときは、遺言執行者の事務は、終了する。

第2029条 遺言執行者の事務は、遺言執行者が死亡し、または事後的に行為能力の剥奪もしくは制限を受けたときは、終了する。

第2030条 遺言執行者は、いつでも、遺産について管轄を有する裁判所の書記官に対する意思表示をもって、その事務を放棄することができる。この場合においては、書記官は、関連する記録を作成しなければならない。放棄は、これに条件または期限を付すことができず、相続人にこれを通知しなければならない。

第2031条 重大な事由、とりわけ義務の重大な懈怠または管理をする能力の欠如があるときは、裁判所は、利害関係を有する者の請求により、不能または非常に困難でないときは事前に遺言執行者の意見を聴いて、遺言執行者を解任することができる。

第20章 死因贈与

（意義）

第2032条 贈与者が先に死亡し、または当事者の双方が同時に死亡することを停止条件として贈与をした場合において、受贈者がそれまでの期間は贈与の目的物を利用することができないとき（死因贈与）は、法に別段の定めがない場合には、贈与についての規定を適用する。

（撤回）

第2033条 贈与者は、死因贈与を自由に撤回することができる。

撤回の意思表示は、公正証書により、受贈者にその通知をしたものでなければならない。不動産の贈与の場合においては、撤回の登記をすることを要する。

贈与は、撤回により、当然にその効力を失う。

（撤回をしない旨の合意）

第2034条 死因贈与について、その撤回をしない旨を合意したときは、通常の贈与を撤回することができる場合および方法によってのみ、これを撤回することが

できる。

(債権者または遺留分権利者の権利)

第2035条 債権者の債権または遺留分権

利者の遺留分を害する形で贈与者の財産に減少をもたらす死因贈与については、遺贈についての規定を適用する。